2011.12

PL Report ＜2011 No.6＞

国内の PL 関連情報

乳幼児用品も注意必要　3ヶ月未満でベッド転落例

（2011 年 9 月 4 日　京都新聞）

“京（みやこ）あんしん子供館（京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの愛称）”と京都第二赤十字病院の小児科は乳幼児の事故調査を行い、その結果から「乳幼児用として販売されている商品でも使い方を誤ると大きな事故につながりかねない」と注意を呼びかけている。

調査に回答した 1 歳児未満の子供 2,510 人のうち 44%が何らかの事故を経験しており、事故の総数は 1,578 件に達している。このうち、168 件はベビーベッドやベビーカーといった乳幼児用品を使用中の事故だという。両者は 1～2 歳の間に発生した事故の調査も進めており、今後、年齢に応じた事故の分析と予防に役立てる。

ここがポイント

ベビーカーやベビーベッドといった乳幼児用品の事故は決して目新しいものではなく、例えばベビーベッドの事故については（独）製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報検索サイトで､1996 年以降で死亡事故 1 件と重傷事故 3 件を含む約 20 件の事故が報告されています。また、折りたたみ式ベビーカーで手指を挟む事故については、現在でも製品の回収が続けられていることは良く知られています。

ベビーベッドの事故例の殆どは、「転落」と「身体の挟み込み」に大別できますが、その原因は、枠や柵の取り扱いの不注意といった保護者の人的ミス、各部の隙間の不適切な設定という仕様上の問題、枠の外れや床板の脱落などの製品破損まで多岐にわたっています。

乳児に対しては、取扱説明書や警告ラベルでの注意喚起による事故防止策は効果がなく、また、保護者に対して子供の動きに常時注意を払うこと求めることも、ベビーベッドの商品特性（=子供を一人で寝かせておけることに価値がある）から、限度があります。

このため、乳幼児用製品の製造事業者は、その製品の開発・設計の段階で、該当する法規や安全規格に加え、例えば、以下に掲げた様々な情報も参照しつつリスクアセスメントを行い､まず設計面からの本質安全化を実施するとともに､本質安全化が困難な部分については､保護装置（安全防護策）により可能な限り製品のリスクを低減させることが重要です。

また、乳幼児製品を取り扱う輸入、販売事業者は、取扱商品の検討にあたり、製造事業者のリスクアセスメント等により安全が確保された製品のみを取り扱い、市場に提供するよう努めていくことが求められます。その上で、誤使用を含めた事故を防ぐため、子供の発育・発達に応じた製品の適用と使用方法を保護者に対して、一層周知徹底していく活動が重要となります。

- 子供の身体上や行動の特徴（例えば相対的に頭が大きく重く、転倒・転落の際に頭を打ち易い等）とそれへの対応について、調査報告書、データベース等を参照し理解する。
  （経済産業省 キッズデザインの推進
  http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/kidsdesign.html
  人間生活工学研究センター 子どもの身体寸法データベース
  http://www.hql.jp/database/children/　等）
- 監督官庁等により公開されている、子供の事故の発生例と防止対策を参照する。

（消費者庁　http://www.caa.go.jp/kodomo/onepoint/index.php　あるいは、東京消防庁　http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-seianka/baby/index.html　等）

・事故発生報告、事故調査報告、他社の製品回収情報などを確認する。

（経済産業省、消費者庁、nite、国民生活センター、米国 CPSC　等）

給湯らく得保証を開始、対象拡大で顧客接点強化

（2011 年 9 月 7 日　ガスエネルギー新聞）

大阪ガスは供給地域で使用されるガス給湯器の安心保証サービス「給湯らく得保証」を開始した。「給湯らく得保証」は大阪ガスブランドだけではなく、他のガス機器メーカーブランドを含む給湯器全体とその端末（浴室暖房乾燥機など）を対象としている。保証対象期間は、メーカー保証期間を除く、購入年月から最大 10 年（ベターリビング協会認定品以外は新規購入後 7 年）までとし、月々の一定の保証料金を支払うことで、機器の定期点検や故障した際の無償修理を行う。

大阪ガスはこのサービスによって、故障や事故などの防止を図るほか、顧客との接点強化による顧客の固定化を図り更新需要へつなげる。

ここがポイント

ガス製品は長期にわたって使用されることが多く、メンテナンス不良や故障によって重大な事故が発生することがあり、日常に行われるメンテナンスや修理は、事故発生防止の重要なプロセスです。しかし、ガス製品には以下のような問題があるため、修理や回収などの対応が困難となる場合があります。

・入居前の建設中に設置したため、使用者が使用している機器を把握していない。

・入居前の建設中に設置したため、使用者のデータがメーカーでわからない。（引越し等で使用者が変わる場合もある）

・ガス供給事業者はガス機器設置事業者と同一ではない場合があり、個人情報の相互共有がされないため使用者と機器の情報のマッチングができない。

・使用者も危機意識が薄く、定められた期間での点検をガス供給者が行うまで実施しない場合が多い。そのため使用者とガス供給事業者の接点も少ない。

政府は平成 21 年 4 月 1 日より消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い「特定保守製品」を指定し、製品購入時にメーカーに所有者登録を行うことで、設計標準仕様期間の終わるころに点検通知が送付される「長期使用製品安全点検制度」を創設しました。ガス製品では「屋内式ガス瞬間湯沸器」と「屋内式ガスふろがま」が「特定保守製品」に指定されています。

この「長期使用製品安全点検制度」に加え、消費者は、安心保証サービス「給湯らく得保証」に加入することで、使用するガス給湯器の定期的な点検を受け、ガス供給事業者との情報交換の場が「点検」というタイミングで定期的に確保でき、重大事故の発生防止と、故障などのトラブルが発生した際の安心を確保することができます。また、事業者にとっても、点検修理や事故対応だけでなく、顧客との接点が強化されることで製品に求められる要求を早期に入手可能となり、入手した情報を活用して製品やサービスの強化が可能となるほか、営業力の強化にも繋がるとみられます。このように、今回のサービスは、ガス製品の事故防止、安全確保に資するとともに、事業者として収益向上というメリットを期待できる有意な試みの一つと考えられます。

給食にネジ混入　つみれ汁を回収

（2011 年 9 月 17 日　北海道新聞朝刊地方版）

釧路市小学校給食センターで 9 月 13 日に調理した給食の「さんまのつみれ汁」に調理器のネジが混入した疑いがあるとして、釧路市内の小学校２１校で同日、つみれ汁の提供が中止されたことが分かった。

同センターによると同日午前１１時すぎ、各校への給食配送後に行う点検で、野菜を切断する調理器のネジ１本が欠損していることが判明。床などを探したが見つからず、同センターは配送している全校につみれ汁の提供中止を指示した。

調理したつみれ汁は約７６００人分。回収して調べたところ、直径１７ミリ、長さ３２ミリのネジが見つかった。同センターは「児童の口に入るのは未然に防げたものの、（出荷前に）外れたネジを見つけられなかったことは反省しなければならない。調理器具の点検をさらに徹底していきたい」としている。

ここがポイント

食品衛生上の危害要因は３つに大別され、生物学的危害（病原細菌等）、化学的危害（薬品、添加物規格に適合しない食品添加物、微生物の代謝物等）、物理的危害（金属片や鼠の死骸等）が挙げられます。また、リコールに係わる異物混入の由来（発生源）は３つに大別され、原料由来、環境由来、作業員由来が挙げられます。工程が長く煩雑になるほど、危害の種類と由来との組合せも多岐にわたるため、リスクコントロールが困難になります。このため、食品業界では、ＨＡＣＣＰシステムを導入し、自社製品の製造過程において想定される危害要因を分析し、重要管理点をモニタリングすることにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法を採用している企業が多くあります。

製造ラインの一部が欠落して製品に混入することが予測される場合は、機械に欠落防止等の対策を施すことにより回避することが基本ですが、機器の分解掃除、殺菌処理等が必要なため、機械的な対策ができない箇所もあります。その際は、該当部品のチェックリストを作成し、始業前、数時間毎、終業後の目視点検、触診点検による確認が必要です。また、点検で問題が生じた場合の対象製品を特定して出荷停止や回収を可能とするため、製品の時間トレースができる体制を整える必要があります。

今回の異物混入は、物理的危害のある異物が環境由来で混入し、終業後の点検で部品のないことが発見され、リコールとなりましたが、緊急時の対応が迅速だったことから、人的被害は免れました。万一の緊急事態発生時に迅速かつ的確に対応することは無論重要ですが、リコールや人身傷害につながる重大クライシスの発生そのものを極力回避する観点から、食品企業においては、自社製品の製造工程において想定される危害要因を踏まえたリスク管理サイクルを構築し、その管理サイクルの中で、チェックリストに基づく点検を日常的にしっかり実施していくことが重要となります。

海外の PL 関連情報

米国における外国企業に対する裁判管轄に関する判決動向

本年 6 月 27 日の米連邦最高裁判決において、米国で事故を起こした外国製造事業者に対する当該州の裁判管轄（特定裁判管轄）を認めるかどうかが争われた結果、「州の裁判管轄が認められるには、その製品が当該州で販売されるであろうという単なる予想や期待では不十分であり、当該州で製品を販売するために、意図的にその法や保護の恩恵を受ける行為を必要とする」

（いわゆる”Stream of commerce plus”理論、1987 年の連邦最高裁判決で多数意見となった O’Conner 判事見解）を踏襲し、賛成：4 判事、条件付同意：2 判事、計 6 対 3 で裁判管轄を認めなかったことについては、2011 年度第 3 号の「米連邦最高裁における外国企業に対する州裁判管轄に関する判決」にて紹介したとおりである。

しかし、その後も一部の巡回区に属する連邦地裁において、外国企業の州裁判管轄に関し、連邦最高裁と異なる判決がなされている事例が出ている。例えば、アイルランドのフォークリフト製造業者（Moffett Engineering Ltd.）を被告としてミシシッピ南部連邦地方裁判所（US District Court for South District of Mississippi－第５巡回区所属）において争われたフォークリフトとの衝突死に関する訴訟（9 月 23 日判決）で、同地裁の Keith Starrett 判事は「製品が商流にのり、当該州に至ったという事実に加え、単なる（製品がその州に流れていくことの）予見ないし認識のみで裁判管轄権を認める根拠となる」と判示し、特定裁判管轄を認めている。

この考えは、1987 年の連邦最高裁判決においても、今回（本年 6 月 27 日）の連邦最高裁判決においても採用されなかった考え方である。この点について同地裁判事は、他の巡回区で最高裁判決の多数意見が採用されていることは了解しつつも、従来から第５巡回区では、「単なる予見ないし認識」でも「意図的にその法や保護の恩恵を受ける行為」と認めており、今回（本年 6 月 27 日）の連邦最高裁判決においてもこの点について、依然として意見が割れていることから、判例効を認めず、従来からの第５巡回区の考え方に従い、特定裁判管轄を認める旨説明した。

<u>ここがポイント</u>

上記のアイルランドのフォークリフト製造業者（Moffett Engineering Ltd.）については、複数地域で訴訟が提起されており、同被告に対するケンタッキー西部連邦地裁（US District Court for Western District of Kentucky－第６巡回区所属）の訴訟では、9 月 30 日の判決で、今回の連邦最高裁の判決に沿い、特定裁判管轄権（special jurisdiction）を認めていません。McKinley Jr.判事は、「第６巡回区としては、単なる商流だけで、その他に何もなくては、被告が意図的に当該州の便宜享受を志向したとはいえないことから、特定裁判管轄は認められない」と述べています。

しかし、同時に McKinley Jr.判事は、「連邦最高裁は判決において、”Stream of commerce plus”（商流に加えた何か）の内容や範囲について決定的に定義したわけではなく、具体的な検証方法についても合意形成していない」とも述べており、このことが、連邦最高裁で過去の判決を踏襲した判断が下されているにもかかわらず、連邦地裁レベルで判決が割れることの背景になっていると考えられます。

このように、今回の連邦最高裁判決後、外国企業の裁判管轄の判決について一定の傾向は見られるものの、連邦最高裁の判決は僅差であり、かつ”Stream of commerce plus”の解釈、適用について具体的な判断基準が示されなかったことなどから、連邦地裁レベルでは外国企業の裁判管轄について、異なった判断がなされる状況が解消されない状況にあります。外国企業の裁判管轄の問題は、米国において事業を展開する本邦企業にも大きな影響を与える可能性があることから、外国企業の裁判管轄、特に”Stream of commerce plus”の解釈、適用に関して、具体的なガイドラインとなりえる連邦最高裁レベル及び連邦地裁レベルの判決が、今後どのような形で出されるのか、引続き注視しておく必要があります。

■ ＣＰＳＣの事故情報データベースへの登録に対して米国製造業者が差止請求

米国製造業者（以下「申立企業」）が、米国消費者製品安全委員会（ＣＰＳＣ）により公開されている事故情報データベースへの自社製品に関する特定の製品事故報告の掲載差止を求め、メリーランドの連邦地裁へ提訴した。当該製品事故報告は、小児の人身障害に関して、政府系機関の

一つが届けたものであるが、申立企業は、当該事故報告について事実的、科学的または医学的な証拠となる根拠がないと主張している。

本訴訟は申立企業が訴訟秘匿申立（Motion to seal a law suit）を行っているので、当事者名その他の内容が開示されていないが、ＣＰＳＣのスポークスマンは差止訴訟が提起されたこと、このような企業による差止訴訟の第１号であること、届出を行った政府系機関は当該事故報告内容の公開を求めていることを認めた。

今回の動きに対し、消費者団体（Public Citizen、Consumer Federation of America および Consumer Union）は、裁判所が申立企業の訴訟秘匿申立を認めたことは、裁判公開の原則と連邦憲法に違反し、潜在的に危険な製品について消費者が知る権利を阻害する行為として反対し、当事者名その他の内容を開示するよう求めている。

ここがポイント

本年３月より公開が開始されたＣＰＳＣの事故情報データベースの運用手続きでは、製品事故が報告された場合、当該製品の製造事業者に通知され、原則として 10 日以内にその製造業者が内容を確認し、反論する機会が与えられているとともに、不正確なものは登録前に除外されることになっています。さらに、製造業者は登録された報告についてネットワークからコメントを書き込むことが出来るようになっています。

今回差止訴訟を提起した事業者が前述のＣＰＳＣへの反論プロセスを経たものかどうかは明らかになっていません。しかし、差止訴訟の間、当該事故情報は公開されない状態となり、実質的に公開停止と同様の状態となることから、今回の動きに対し仮に他の製造業者が追随すれば、本訴訟はＣＰＳＣデータベースの効果を骨抜きにするおそれがあるとの指摘もなされています。

一方、ＣＰＳＣデータベースに掲載される事故情報の正確性に関しては、これまでも様々な方面から批判がなされています。例えば、米国会計監査院（ＧＡＯ）は、「消費者製品安全委員会：潜在的に安全ではない製品の特定を強化するために必要な行動」という題のレポートを発行し、ＣＰＳＣは製品危険や事故の届出にモデル名、シリアル番号を求めていないことを指摘しています。このような批判を受け、本年８月、消費者製品安全性改善法（ＣＰＳＩＡ）が改正され、ＣＰＳＣは製造事業者への通知前に、事故報告の届出者から製品モデルやシリアル番号情報を取得するか、製品の写真を求めるよう努力することが義務つけられた経緯があります。

いずれにしても、ＣＰＳＣのデータベースに関しては、製品の事故情報が広く一般に公開される点で、米国で事業を展開する企業に多大な影響を及ぼすと考えられる一方、今回の訴訟を含め、様々な意見、動きが出ている状況であり、引き続きその動向に十分留意していく必要があります。